

令和元年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月25日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月25日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	環境課長	石原 己樹
		子ども 課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
		介護支援 課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖
		総務課長	黒川 康治		
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
生涯学習 課長		松井 督人			
委員 及び委員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 議案第34号 表彰について
- 日程第2 議案第35号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第4 議案第37号 消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第38号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第39号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第41号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第44号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 海部地方教育事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第46号 令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第47号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第48号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第49号 令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第50号 令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

- 日程第26 発議第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第27 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第28 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、令和元年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしくお願いいたします。

お手元に、発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案、各常任委員会の審査報告書並びに主要施策成果及び実績報告書、決算審査意見書の正誤表が配付してあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

ここで、総務部長から平成30年度主要施策成果及び実績報告書、決算審査意見書の修正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○総務部長 浅野幸司君

皆さんおはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、さきにお配りいたしました平成30年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書の内容に誤りがございましたことをご報告申し上げますとともに、深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

お手元に正誤表をご用意させていただきました。

訂正箇所といたしましては、主要施策成果及び実績報告書の118ページの表19、財政指標に関する調の一番上の部分でございます。平成30年度の財政力指数、経常収支比率、経常収支比率のうちの人件費比率欄の3カ所でございます。

正しくは、財政力指数が0.91、経常収支比率が86.1%、経常収支比率のうちの人件費比率が25.0%でございます。いずれも前年度の数値をそのまま表記したことが原因でございます。つきましては訂正用のシールを正誤表に沿えましてお手元にご準備させていただきましたので、ご確認の上貼付していただきますようによりしくお願い申し上げます。

なお、電子データにつきましては既に訂正版をタブレット配信させていただいております。あわせて、関連箇所として監査委員さんからご報告がございました平成30年度蟹江町決算審査意見書の23ページのむすびの欄の内容訂正をさせていただき、訂正版の意見書の電子データをタブレットへ既に配信させていただきました。お手数をおかけし大変申しわけございませんがよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 議案第34号「表彰について」

日程第2 議案第35号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」

日程第3 議案第36号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」

日程第4 議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」

日程第5 議案第38号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第39号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第40号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第42号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本8案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました8案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、複数の課に関する2案件、議案第34号、議案第37号の審査を行い、続いて、総務部に関する4案件、議案第35号、議案第36号、議案第39号、議案第40号の審査を行い、続いて、民生部に関する2案件、議案第38号、議案第42号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第34号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、町功労者表彰と一般表彰とあるが、基準年数に達すれば表彰されるのか、一般表彰を受けて、さらに町功労者表彰も受けられるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、基準年数に達すれば一般表彰された後、町功労者での表彰も対象となるという内容の答弁がありました。

次に、職員の勤続25年以上は誰でも表彰の対象となるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、基準を満たせば表彰の対象となるという内容の答弁がありました。

次に、職員の表彰について除外はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、勤続25年以上でさらに成績優良なものというふうな条件があるので、誰でも表彰されるわけではないという内容の答弁がありました。

次に、表彰審査委員会の中ではどのような話があったかという内容の質疑がありました。

これに対して、7月25日表彰審査委員会を開催し、事務局から表彰対象者について内容を説明したところ、特に意見もなく協議が進められ、町長への答申に至ったという内容の答弁がありました。

次に、新制度での新教育長はどのような扱いかという内容の質疑がありました。

これに対して、これまで教育長の立ち位置や責任のあり方が曖昧であったのを、教育委員会の最高責任者として、町長が直接任命する立場になった。従前の教育長の任期も含めて、今回の表彰に至ったという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題としました。

補足の説明の後、審査に入ったところ、多世代交流施設は昨年オープンしたばかりだが、考えておかなかったのか、こういう上げ方をする前に、皆さんに訴えかけてから上げていくべきだと思うがどうかという内容の質疑がありました。

これに対して、消費税が3%から5%に上がるときに、公民館の使用料の中で、12時から13時の利用時間設定がなかったため「午後1」を追加した。消費税が5%から8%に上がるときには据え置いた経緯がある。基本的な考え方が明記されていなかったため今回明記し、今後値上げする場合の基礎とする。多世代交流施設は公民館の使用料を基本としていたため、今回一緒に改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、条例案の名称に関して、「消費税率の引上げ等に伴う」ではなく「公共施設の管理に関わる」など、受益者負担という側面を正直に出すべきではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回の改正の主な理由は2つある、使用料についての受益と負担のさらなる適正化を図ること、算定方法を明確にすることである。現行の使用料は一部のみ平成20年4月に改定され、基本的に消費税が5%に上がったとき以降の改定はしていない。あわせて、使用料の算定方法が曖昧であるため、今回消費税の引き上げを踏まえて全庁的な見直しを図ったものである。今後は消費税率に関係なくおおむね5年ごとに見直しをしていく方針であるという内容の答弁がありました。

次に、施設の維持費に要する費用として受益者負担75%、公費負担25%はどのように決めたのかという内容の質疑がありました。

これに対して、基本的に公共性の高い施設かどうかという基準がある。誰もが使う施設か特定の方が使う施設か、また、絶対にあるべき施設か否かという観点から分けている。体育館は誰もが使う施設ではないという考えに基づき75%としている。75%としたのは理解が得られる割合という判断である。愛知県内では100%まで持っていくという考えを持つ市町村もあるが、蟹江町としては80%・90%となる使用料が跳ね上がる可能性が高いため75%としたという内容の答弁がありました。

次に、近隣市町村の使用料を把握しているかという内容の質疑がありました。

これに対して、昨年度資料収集を開始し、今年度初めに各班で素案を作成し、その後複数回の会議を開き、全庁的な方針を決め、現行との差異を検討した結果、今回の条例整備に至っているという内容の答弁がありました。

次に、指定管理者はこの値上げについて納得しているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、観光交流センター「祭人」の指定管理者に説明し、町の方針に従うという理解を得ている。多世代交流施設「泉人」の指定管理者に説明し、部屋の使用料については町の基準に合わせて決定するという理解を得ている。なお、入浴料とピロティーは据え置くという内容の答弁がありました。

次に、値上げをした結果、利用する人が減少することも見込んでいるか、年間どれぐらい負担増となるか、どれぐらいの増収を見込んでいるかという内容の質疑がありました。

これに対して、約211万円の増収になる見込みであるという内容の答弁がありました。

次に、改定したが見込みほど利用がなかった場合を想定しているかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回の料金改定は半年の周知期間を設ける。利用が減らないよう努力するという内容の答弁がありました。

次に、小・中学校の体育館使用は、剣道などの指導者はボランティアで行っている方もいる。健康マイレージなどを活用できないかという内容の質疑がありました。

これに対して、スポーツ少年団に対しては使用料の免除、体育協会加盟団体は減額で対応している。健康マイレージは担当課と協議していきたいという内容の答弁がありました。

次に、減免は引き続き行っていくのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今後も同様に継続していくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、「消費税率の引上げ等に伴う」という条例案の名称は間違っている。この条例の上げ方自体に反対するという内容の討論がありました。

これに対して、賛成討論として、受益者負担の適正化と公共施設の使用料見直しの面から賛成するという内容の討論がありました。

そして、反対討論として、町民がお金の心配をしなくても使える施設を望む。消費税の増

税との抱き合わせでの値上げを町民へ押しつけるのは反対であるという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第37号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、算定基準の説明をお願いしたい。厚生年金の加入等についてはどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、給与は一般職の給料表を準用している。保険等も基準を超えれば支払うことになるという内容の答弁がありました。

次に、人件費は年間どのくらいふえるかという内容の質疑がありました。

これに対して、試算の段階だが年間1億円近い金額がふえるという内容の答弁がありました。

次に、社会的に人手不足だが職員の応募はきているかという内容の質疑がありました。

これに対して、現状、ある程度の職員を確保できている。今後は臨時職員についても正職員と同様に評価することになるという内容の答弁がありました。

次に、正職員と臨時職員のバランスはどうなっているか。正職員と臨時職員はどう違うかという内容の質疑がありました。

これに対して、臨時職員は正職員より働く時間が短い。臨時職員をふやす考えはない。正職員の補助的な位置づけであり、基本的な考え方は変わらない。事務的な補助だが、現行の2カ月雇用から会計年度任用職員となると1年間の雇用となるという内容の答弁がありました。

次に、最終的に正職員をふやすことが本来の筋ではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、仕事の内容を整理しながら、行政として検討していきたいという内容の答弁がありました。

次に、フルタイムについて提案はしていないがなぜかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回は任期つき職員と区別するためパートタイムの提案をした。必要に応じて、今後フルタイムの検討をするという内容の答弁がありました。

次に、臨時職員は現在300人ほどである。報酬ということは賃金ではなく人件費になるという解釈でよいかという内容の質疑がありました。

これに対して、報酬と期末手当があるため人件費になるという内容の答弁がありました。

次に、議案には、月額、日額、時間とあるが、今後どういう分け方になるかという内容の質疑がありました。

これに対して、時間で報酬を定めることを基本とする、現状を維持する形で、不利益にならないよう定めるという内容の答弁がありました。

次に、1級と2級の違いは何か。また昇給は考えられないがどういうことかという内容の質疑がありました。

これに対して、1級は保育士、2級は歯科衛生士等の専門職を想定している。昇給については人事評価制度を適用し、個々に評価することとなり、評価結果により継続雇用となるか否かを判断するという内容の答弁がありました。

次に、職員については人事院勧告という国の水準があるが、この方たちは自治体が決めるという位置づけで変わらないかという内容の質疑がありました。

これに対して、会計年度任用職員は、正職員と基本的には給料表は同じである、非正規雇用の待遇改善が根幹であるので、正職員とリンクしながら待遇が悪くならないよう考えているという内容の答弁がありました。

次に、副業に関する考え方はどうかという内容の質疑がありました。

これに対して、一般職の非常勤という職の区分であるため、原則、正職員と同じ扱いとし、原則ご遠慮いただく方向であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題としました。

審査に入ったところ、自治会長の扱いはどう変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、嘱託員と嘱託補助員は今まで非常勤特別職だったが、非常勤特別職の適用を受けなくなる、今後、別途扱いを定める必要があるという内容の答弁がありました。

次に、水道事業会計職員に関する同様にどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、水道の臨時職員も会計年度任用職員にかかわるという内容の答弁がありました。他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第36号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、法改正により出てきた議案を捉えればいいのかという内容の質疑がありました。

これに対して、地方公務員法の一部改正に伴うものであるという内容の答弁がありました。他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決し

ました。

次に、議案第38号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、旧姓併記はどういう場合が多いかという内容の質疑がありました。

これに対して、女性が婚姻し、そのまま旧姓を名乗っていく場合が多いと思われるという内容の答弁がありました。

次に、新しい印鑑登録証明書の様式には性別がなくなっているがどうしてかという内容の質疑がありました。

これに対し、総務省からの通知の中で、印鑑登録に際し、男女の別を記載しない取り扱いとしてよいかという質疑において、差し支えないという総務省の答弁が出ているため、町としても性別の項目を外した。性別にかかわらず自分らしく生きることができるという男女平等参画社会の実現に向けて、性同一性障害などの性的マイノリティーの方の人権を配慮し、性別表記を廃止するものであるという内容の答弁がありました。

次に、結婚前の印鑑を使えるということかという内容の質疑がありました。

これに対し、住民票に旧氏を記載する申請をしていただく作業が発生するため、誰もが使えるというわけではない。申請していただいて初めて使えるようになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第38号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、成年後見人制度の法律は、この条例にも関係してくるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、成年被後見人と被保佐人が除外されて、個別の審査規定が設けられたため、今回の改正になったという内容の答弁がありました。

次に、審査はどういったものが該当するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、一般廃棄物の収集・運搬業務に関することである、書類で審査し決定する形となる。刑事罰等を受けると欠格条項となり、許可取り消しとなるという内容の答弁がありました。

次に、添付書類に身元を証明するような書類はないのではないかとという内容の質疑がありました。

これに対し、そういった案件になった場合に提出いただくことになっているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第34号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号「消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

37号につきまして反対の立場で討論させていただきます。

今回、消費税率値上げということで、公共施設全ての使用料金が大幅に改定をされるということで、今回消費税率といたしましても8%から10%に上がる2%の上昇であります。先ほど委員長報告でもございましたとおり、5%のときから8%に上がる時は上げなかったと。それも含めて今回上げさせていただくという説明でございましたけれども、それにしたって5%上がっているだけであります。実際、今回提案されたのは20%近い使用料の値上げでございます。これではやはり便乗値上げと言われてもしょうがないということを感じます。

また、説明の中でしきりに言われました、受益者負担という言葉がしきりに出てきました。受益者負担を、もちろん、使用させていただくに当たっては料金を支払うのは当然だと思います。受益者負担、これはもう当然だと思います。でしたら、ほかに受益者負担で動いておるお散歩バスですね、お散歩バスは受益者負担をしなくてもいいのか。10年以上ずっとゼロ円、無料で走っております。じゃあそれは、受益者負担は必要ないのかということを考えますと、やはり受益者負担のこの差ですね。片や大幅な値上げ、片やまだゼロ円で検討もしていないということでは、やはり町民の皆様には十分に納得がしていただけない。決してお散歩バスを値上げしろと言っとるわけではございません。料金をいただけと言っておるわけではございません。

先日来、決算でもやっております。お散歩バスが年間で1,200万円かかっております。使用者は4万2,000人だと。4万2,000人ぐらい年間で使われておるということを知っております。例えばこれに100円をいただければ420万円の収益が上がるわけですね。今回値上げで210

万円ぐらいの収益を見込んでおるということでありますので、例えば、今のお散歩バスで100円ないし50円でも結構です。50円で210万円です。数字的には御破算になるということであります。

私は何が言いたいかというのと今の受益者負担ですね。片や今回20%上げて受益者負担をもっとふやしていただくということを言っている。片やゼロ円でずっとやっておる。この不公平さは、どうしても町民に、私は、納得がいく説明ができませんということで今回は反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

本議案は、平成20年4月に一部改正されましたが平成9年以来の大幅な見直しです。利用料の据え置き施設もあります。また、現在、利用料の免除・減額されている団体もそのままです。今後の施設の適正な運営のためにも必要があると考えますので本案に賛成します。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

私からも今回のこの議案第37号、消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、私も反対でありますので討論させていただきます。

今回のこの条例案の改正、総務民生常任委員会でも反対をしております。

内容、反対理由としては同じであります。町民の皆さんがいろいろな行事、文化施設や文化やスポーツ、また趣味、いろいろありますが、このような活動で利用する公共施設の使用料、今回この条例、2割近く上げる条例であります。そういう内容で、施設の役割を十分發揮するための本当の2割値上げが必要なのか、委員長報告でなくてお金の心配なく使えることがやはり必要であると考えます。

今でも近隣市町村の、この公共施設の利用料また使用料を見ても、蟹江町、決して安いわけではありません。どちらかという高い部類に入ってきます。これで2割上げると、本当に高い使用料となっています。

これが大きな町民の負担となってしまいますし、消費税、8%から10%ではありますが、このような抱き合わせとして受益者負担の適正化と言っておりますが、受益者負担を押しつけるやり方では住民に納得がいく説明ができませんので反対いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり決定されました。

日程第6 議案第39号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第41号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第10 議案第43号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」

日程第11 議案第44号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本3案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第41号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、「更新を追加した」とあるが、今まではどういう取り扱いになっていたか。1万5,000円をあえて引き下げる必要はないのではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、指定の有効期限がなく、実態を把握することが困難で工事不良も発生していたため、従来無期限であったものを水道法の改正により有効期限5年を追加した。広域化等の調整会議において統一化が望ましいという調整が図られ、1万5,000円を1万円に引き下げたという内容の答弁がありました。

次に、業者のレベルを調べるのはどこが行うかという内容の質疑がありました。

これに対して、申請時に、経験、資格等を調べる項目があるので確認する。また、5年ごとの更新時に、申請時と同様に業務内容の把握をし、審議することになるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第43号について討論を求めたところ討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、欠格条項で「又はその執行を受けることがなくなるまでの者」というものはわかりにくい表現だが、執行猶予期間ということかという内容の質疑がありました。

これに対して、執行猶予期間であるという内容の答弁がありました。

次に、わかりやすい表現にしてもらいたいという内容の質疑がありました。

これに対して、地方公務員法に合わせてこのような表現としたという内容の答弁がありました。

次に、第6条中第1項を削ったというのはどういう意味なのかという内容の質疑がありました。

これに対して、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に基づき、個々に判断するというので、今回条例改正したという内容の答弁がありました。

次に、誰でも消防団員になれるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、消防団として活動できるかどうかを分団長が判断して推薦後、団長が任命をするという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、議案第44号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第9 議案第41号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第45号「海部地方教育事務協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 議案第46号「令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回、初日の日に資料請求をして、いただいて、子ども課と教育課の分が、資料が上がってきました。ちょっとわかりにくいですので説明をお願いしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、まず子ども課のほうからご説明をさせていただきます。

蟹江町無償化に係る新たな財源というところで、子ども課が計上させていただいておりますところのご説明をさせていただきます。

蟹江町の保育所を利用する大半が公立保育所のご利用となります。3歳から5歳につきましては公立保育所のみので運営となっておりますので公立保育所で説明をさせていただきます。

公立保育所につきましては、そちらに係る経費は全て町の負担で行っているところです。その一部につきましては、国の定める基準額、そちらの範囲内で、蟹江町として保育料を設定をさせていただいております。そちらを保護者からいただいておりますというのが、まず現

行の表となっております。

そちらが、今後無償化になることで、今までかかる費用というのは変わらないのですが、今回新たに副食費、こちらを設定をさせていただきました。こちらのみの徴収となっておりますので、副食費と、今までいただいております保育料、こちらとの差額が、今後歳入減となっております。そちらの金額につきまして、下の米印のところ記させていただきます。まずこれ1年分でお示しすると大体6,300万円、今年度につきましては半年分になりますのでそちらの半額の3,150万円、こちらが収入減となるものとなってきますので、初年度につきましては臨時交付金で賄われていきます。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、教育課計上分のほうにつきまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、蟹江町に在住でお子様を私立の幼稚園に通わせている世帯・保護者へ対する就園奨励費の補助金についてになります。

それで、現在、ことしの9月末までですが、こちらのほうにつきましては保護者のその所得によって補助率、補助金額が変わってきます。いわゆる、年間に高額収入の方につきましては今まで補助がないというふうな形になりましたので、そちらの方が、大体ざっくりとですが100名ぐらいあります。その100名分の方の補助金に対して、町が負担する分が、こちらが一番上に掲げてあります約365万5,900円、これが足りなくなる。その分をちょっと追加しなければいけないというような説明資料となっております。

簡単ですが以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございました。

今回、この補正予算で内訳が変わってはっきり出てきたわけなんですけど、実際、ふだん、今回、国の、今の政治的にも幼児教育の無償化、全面に訴えて、結局、こうなってくると町の負担が、来年度の3月……今年度か。あと半年分、10月から始まって半年までは、3月31日までは臨時交付金ということが、おのおの、子ども課にしても教育課にしてもそうなんですけど、実際にそうなってくると町の負担が、実質、国の制度でやっているわけじゃなくて、町の負担が、何かどンドンふえていっちゃうような感じに見受けられるんですけど、そういうことで、実際、臨時交付金も次年度以降、つまり、今のところ町の負担だって書いてあるんですけど、あと、教育にしても県・町の負担の879万円かな……は臨時交付金で充てるとなっていて、これ自体、次年度以降本当にもうもらえなくなって、まるっきり、今まで利用者負担ということで取っていた分を町が補填してやっていくということよろしいんですか、その内容で。

○子ども課長 舘林久美君

公立の保育所の部分に関しましては、今までも町の負担の幾らかは交付税で入ってきています。

今回、臨時交付金で充てられる、町の持ち出しがふえるだろうと議員おっしゃっているその部分に関しても、ちょっと割合まではわからなんですけれども、幾らか交付税が上乗せされるというふうには認識しているんですけれども、確実な数字というところまでは把握しておりません。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

こちらのほうに示させていただきました資料につきましては、あくまでも予算上というか、例えば財源の上限が、例えば給食費につきましても月額4,900円ということでマックスの数を上げさせていただいておりますので、実際のところ、この半年間で運用したところ、これよりは数字が若干減るというようなこともありだと思っておりますので、一度、この半年間を様子を見ながら、ちょっと運用していきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

実際、町の負担が、何とか国からの臨時的におりてくる可能性も残されているということです。

今回この副食費、両方とも、子ども課にしても教育課にしても副食費ということで4,500円、その保護者から負担していただくということで、今、こんな考えもあるよということでちょっと話をするわけです。

今、全国的にもこの4,500円をどうするかといういろいろな問題になっていて、各自治体、もう、じゃあ完全無償化で、保護者から全く徴収しません。副食費も。という自治体が全国的にも100以上あると新聞にも載っています。愛知県内でも、副食費も取らないよということで完全無償化進めるところもあったり、4,500円じゃなくて7,000円取る自治体も中にはあります。

そういう面で、実際、蟹江町としてもその辺の副食費の関係をどうしていくか、とりあえず今回は徴収という形になるんですけど、完全無償化という意味で副食費も……町の負担となると大変かもしれませんけど、その辺の考えが持っていないものなのかということをお尋ねして終わりたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

幼児教育の無償化が始まった国のそもそもの方針といたしましては、給食費、行事費並びに園のバスの送迎費等は無償化の対象外とするという方針が示されたがゆえに私どももその方針に従い、このように副食費の料金設定もさせていただいたところでございます。

ところがふたをあけてみますと、そういった給食費を取らない団体も中には出てきておるのが現状でございます。私どもといたしましては、現在、副食費、国の方針に従いやってまいりますけれども、財政の状況であるとか保護者からのご意見であるとかいろいろなものを感じまして、また検討させていただくときがあるかとは思っております。今の時点ではこういったお答えとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第47号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 議案第48号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 議案第49号「令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第17 議案第50号「令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第18 認定第1号「平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成30年度蟹江町の一般会計歳入歳出決算に反対する立場で討論させていただきます。

歳入の面、十分指摘しておきたいと思います。

この間、情勢的に見ても社会保障増額は、高齢化社会が進む中で自然増分を考えれば、社会保障に充てられた額が国の予算的にもほとんど横ばいであります。蟹江町においては実際どうかということで、地方消費税の交付金、そもそも消費税は社会保障のためだと言っていることで、消費税交付金に至っても社会保障施策に要する経費に充てる社会保障の財源はここ数年変わっておりません。こういった面も指摘しておきたいと思います。

また、大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障の改悪・切り捨てを推進して、一層、現在日本では格差社会が拡大しております。実際に、この格差と貧困を解決するにはいろいろ問題はあります。税金の取り方、使い方とかありますが、国においても社会保障、子育てを充実させる暮らしの支援が今とても大事な役割だと思っています。

じゃあ、実際、蟹江町どうなのかということでもあります。

実際、今、この国の進める、国の悪政から見ても、本来、地方自治体、国の悪政から守る防波堤の役割をしっかりと果たしていただくことが、当町においても蟹江町においても役割があります。その結果どうだというと、今大変苦しい町民の方々はたくさんおられます。税金の問題、消費税も今後上がる予定でありますので、このような今の国の施策自体、国の施策だから仕方がないじゃないと思います。住民の暮らしをいかに応援するかであります。

今、蟹江町でもこのような状況のもと、徴収率を上げるための強化が何年か前から行われております。散々今回の決算審議の中でも質問をしておりますが、このような滞納世帯の解決は、住民の実情を特に相談に乗り、把握して進めていただきたいと思います。特に納税の緩和措置もありますので、その適用を行っているかということ、なかなかその対応が不十分だとも考えます。

また、マイナンバーにしても国の事業であります。この制度自体賛成できませんので公平公正な社会の実現だととても思えません。

これら歳入の点だけでも挙げるといっばいあります。このような国の施策だから仕方がないではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであり、歳入の点だけでも認めることができません。

歳出の点についても評価できる事業もたくさんあります。自由通路にしても多世代にしても蟹江駅の駅前の整備、いろいろ評価できる面も多々あるんですが、総合的に見たらというと、福祉の問題、子育ての問題、なかなか対応できていないと判断をいたしますので、住民の暮らしと命を守るための支援を強く要望いたしまして反対いたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論申し上げます。

初めに、平成30年度の一般会計歳入については、地方交付税や地方消費税交付金等の増額や町債の発行額の増加により、前年度に比べて増収となりました。全体といたしまして、対前年度比4.1%増となり、総額117億5,900万円余りを決算することになった。

そして、次に歳出につきましては、主なものといたしまして、多世代交流施設設置事業、蟹江町同報系防災無線等整備事業、自由通路整備事業、近鉄蟹江駅前周辺整備事業を遂行し所期の目的を達成しております。特に多世代交流施設事業につきましては平成29年度から2カ年にわたる事業であり、平成30年10月から、温泉入浴を始めとした町民の新たな交流の場となっております。また、この建物内には新たに子育て支援センターも開設いたしまして、高齢者だけでなく子育て世代も訪れる施設となっており、今後も有効な施設利用を期待いたしております。

次に、蟹江町同報系防災行政無線等整備事業につきましては、老朽化が進んでいた防災無線の整備を更新して、緊急情報を迅速かつ正確に伝達できる体制を整えることにより防災力の強化につながっておるかと思われま。

また、自由通路整備事業や近鉄蟹江駅前周辺整備事業につきましては、今年度に続く事業でありますけど、公共交通関連事業の向上に寄与しており、また、新たな町の窓口として整備されることを大いに期待しておるわけであります。

全体といたしまして、対前年度比3.9%増の総額113億5,600万円余りを決算することになり、所期の目的は達成されていると考えます。

以上により、認定第1号「平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の討論とさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第19 認定第2号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算に反対する立場で討論させていただきます。

今現在、町税よりも国保税の滞納状況を見ても高い国民健康保険税の負担が、町民の暮らし、特に加入者に重くのしかかっていることが明らかです。特に所得が低い被保険者であります。国保事業が県単位化になって初めての決算であります。昨年、国民健康保険税の見直しが行われ、1人当たり税額2,200円引き上げられており、資産割が課税されていない加入者ほど値上げであります。国民健康保険支払準備基金に4,000万円、また、繰越金も5,900万円で、いろいろ考えはありますが、県単位化になって保険給付費の心配も実質必要なくなった県単位化であります。

このようなもとの値上げが本当に妥当であったかどうか疑問符が残ります。本来、低所得者の被保険税を引き上げる必要もあり、社会保障、健康、協会健保などたびたび私も言っているように被保険者がふえて保険税はふえないが、生まれた赤ちゃんにも国民健康保険税がかかってまいります。このような、生活を脅かすような保険税を徴収してはいけないと思います。また、所得の低い階層が多く加入する国保制度として、国また県の支出金をもとに戻す必要もごございます。

そういう意味で、蟹江町においても独自減免の制度充実を行い、国保税の引き下げを考慮すべきだと考えますので、よって平成30年度決算に反対させていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 新風の高阪です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険制度が改正され、初めての決算となります。

歳入においては、決算額は約36億2,800万円でございます。そのうちの保険税収入は前年と比べ約530万円減の7億8,500万円となっております。

一方、歳出においては、給付金が約10億840万円、保険給付費総額が約23億2,300万円となっております。国民健康保険制度は住民の健康の保持増進に貢献するものであります。今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望しまして本案に賛成をいたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第20 認定第3号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第21 認定第4号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成30年度の蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

介護保険制度ができて、全ての40歳以上の方から介護保険料を徴収されております。65歳以上の方は年金から天引きをされるという、低所得者の方でも年金から徴収されるという仕組みとなっております。

今回、この平成30年度第7期の保険料が、基準額なのですが、第5段階で400円の引き上げとなり5,500円となっております。そのような状況で、介護給付費準備基金、これを2,100万円積み増しをし、平成30年度末で、この基金、準備基金が25億円に達しております。歳入歳出差し引き残額についても2億1,500万円繰り越す決算となり、これは本来取り過ぎた保険料であり、被保険者に返還すべきだとも考えます。高齢者の家庭を直撃し生活を圧迫する今の介護保険料。いざサービスを受けようと思ってもサービスが受けられない。高くても利用料が払えない。保険あって介護なしの状況も見受けられます。総合事業自体でも給付費抑制でサービス低下につながるおそれもございます。介護保険外の高齢者施策を充実させ、介護給付を抑えていくこともこれからは重要であります。

介護保険料や利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、今回のこの平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算に反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 新風の高阪です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年と比べ約4,900万円、約8.3%の増額になりました。これは、平成30年度が令和2年度までの第7期介護保険事業計画の開始年度で、介護保険料の見直しを行ったためであります。しかし、提供するサービス料や保険給付費、また被保険者数も増加の一途であり、歳出の保険給付額は、対前年度比プラス4%、約8,300万円増の約21億5,400万円であります。ますます進む高齢社会の中で、今後も引き続き、家族等を含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いいたしまして賛成をいたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第4号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第22 認定第5号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第23 認定第6号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉です。

平成30年度の後期高齢者の決算に反対をいたします。

この後期高齢者、前々から、当初から、もう議員になったころから反対をしております。このような、75歳以上を後期高齢と言って差別的に……問題だらけの制度でございます。このような状況のもとで、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えております。

この制度自体、反対に変わりがございますので、今回のこの平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風 石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険は、社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう社会全体で支える制度です。今後も高齢者の方が適切な医療を受けられるよう、愛知県後期高齢者広域連合と連携しながら健全な保険制度運営を行うよう、一層努力されることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第24 認定第7号「平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成30年度の蟹江町水道事業の決算に反対をする立場で討論させていただきます。

水道料金、前々から、住民からの引き下げてほしい要求が多いのも、私もたくさん伺っております。今のこの企業会計、全て独立採算で運営することが基本であります。

そのようなもと、経営努力をし、時代に沿った料金体系になるべく努力をするといつも答弁で言っております。現在、徴収した、この30年度決算においても徴収した水道使用料で5,500万円の純利益を上げております。利益剰余金、いわゆる内部留保でも10億円を超える額のため込みをしており、また企業債、いわゆる借金であります。借金が1,800万円どんどん減っております。この企業債も令和2年度で償還する予定であります。

このように、時代に沿った料金体系に努力するなら、今、毎年ふやしているこの利益剰余金を使って水道使用料の引き下げを水道料金に還元するべきだと考えますので、よって平成30年度蟹江町水道事業利益処分及び決算認定について反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成30年度の水道事業におかれましては、建設改良事業には配水施設の耐震化及び老朽化対策が施工され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。

収益的収支では、水道事業収益7億5,829万5,000円、そして水道事業費用は6億8,966万円で、経常収支としては6,863万5,000円の純利益となった。しかし、今後人口減少が懸念される中、水需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがあります。将来にわたり安心・安全な水道水の供給を推進されることを要望いたしまして本案に賛成とさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第25 認定第8号「平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉でございます。

平成30年度の下水道事業の決算に反対の立場から討論させていただきます。

今回のこの30年度の決算、下水道事業特別会計から企業会計に移行して2回目の決算であります。

そもそもこの企業会計自体をどう考えるかであります。下水道は下水道法に基づいて健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全を資する事業として公共性が重視されております。独立採算が原則なる企業会計でこのまま企業性が重視されると、下水道使用料として町民から徴収することになります。このようなもとで下水道の施設整備及び維持更新に係る費用は長期にわたり多額の投資が必要となってきます。これからも、企業会計であります。一般会計からの繰り入れを維持すべきだと考えております。

下水道事業自体には、この事業、反対ではありませんが、企業会計そのものに反対でありますので、よって平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定に反対とさせていただきます。

以上、討論とさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成30年度の下水道事業建設改良事業では富吉地域の布設工事が始まり、学戸今西地区の舗装復旧工事も施工されております。普及率におきましては前年度から5%増の54%となりました。収益的収支では純利益となっております。資本的収支では不足となっておりますが、この不足額は過年度消費税、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び引継金をもって補填されています。

平成29年度からスタートした下水道事業の公企業会計の経営を取り巻く現状は、財源を国及び町からの補助金並びに起債に依存する厳しい環境の中、今後も日光川下流流域関連公共下水道事業として下水道の整備を、早期かつ効率的に推進されることを強く要望し、本案に

賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第8号「平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第26 発議第2号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

朗読をもって発議にかえさせていただきます。

発議第2号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、水野智見。

賛成者、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、高阪康彦。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書(案)。

愛知県では高校生3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体について、甲ランク(年収350万円未満)は無償、乙Ⅰランク(年収350～610万円)は3分の2、乙Ⅱランク(年収610～840万円)は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と父母を支える大きな力となってきた。期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

また、今年度予算においては、懸案であった入学金補助が授業料助成と同じ算定方式で増額され、高校経常費助成の国基準も確保された。

しかし、年収910万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うことができる公立高校に対して、私立高校においては、上記の助成額を差し引いても、乙ランクで約26万円～約36万円、県の助成の対象外の家庭では約53万円～約65万円を負担しなければならない、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。一昨年から「高校選択の自由」の名の下に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、学校選択の幅を広げようとするのであれば、まず、学費の公私格差を解消して私学をも自由に選択できる条件、環境をつくるのが大前提である。

大阪府では府の独自予算で「年収590万円未満では月納金を無償化」「年収800万円未満は年間学費負担を10万円以下」にしており、東京都では「年収760万円未満」世帯の授業料が無償化された。京都府は年収500万円未満で授業料が、埼玉県は年収609万円未満で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円未満の授業料無償化を実施した。

大都市を中心に、「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収350万円未満の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「父母負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていびつな状況が続いている。

よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を無償化枠の拡大も含め抜本的に拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

（5番議員降壇）

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第27 発議第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

それでは、朗読をもって提案とさせていただきます。

「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、高阪康彦、同、水野智見。

国の私学助成の拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ私立高校に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円未満の家庭には29万7,000円、年収350万円未満の家庭には23万7,600円、年収590万円未満の家庭には17万8,200円、年収910万円未満には11万8,800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円(愛知県私立高校平均)の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を拡充し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第28 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年度第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時44分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 安藤洋一

5番議員 水野智見

7番議員 伊藤俊一